

大牟田市物産品 EC サイト制作・運営業務
委託仕様書

令和7年7月11日

大牟田市企画総務部広報課

1.業務名

大牟田市物産品ECサイト制作・運営業務

2.業務の目的

本業務については、大牟田市シティプロモーション戦略（令和2年11月施行）に基づき、本市の魅力の発信および市内の事業所が製造する物産品に関する情報を掲載するとともに、オンラインでの物産品の販売機能を搭載したサイト（以下、本サイト）を構築することで、主に市外在住者に対し、物産品を通じた本市との関係維持（＝関係人口の創出）を図ることを目的としている。

サイト制作においては、本市の魅力を発信するための斬新なデザインや、利用者が求める商品へのたどり着きやすさ、購入のしやすさなどの機能性・利便性を高くし、また、将来的にSNSとの連携を図るなど様々な可能性を含めたものとする。

運用については、サイト利用者の商品注文に対し、迅速かつ正確な商品手配および配送を行い、利用者の満足度を向上させることとする。

3.業務の概要

- ・本市の物産品情報を掲載し、販売を行う物販サイト（以下「本サイト」）の構築
（初期制作にかかるページ作成（100ページ程度）、商品画像の撮影および手配を含む）
- ・本サイトの明確なコンセプト設計
- ・集客に繋がる、訴求性のあるウェブデザイン・コンテンツの企画・制作
- ・継続的な運用が可能なCMS・カートシステムの導入
- ・他のWEBサービスとの調整・連携（アクセス情報解析システムの構築）
- ・長期的かつ発展的な本サイトの保守運用

4.業務内容

本サイト構築方針は以下のとおりとし、利用者の誰もが使いやすいサイトとすること。

（1）本サイト構築

- ① Windows、MacOS、iPhone、Android端末に搭載されている汎用ソフトウェアにて閲覧が可能であること。その上で、スマートフォンのデバイスの画面で閲覧しやすい内容とすること。
- ② サイトの管理機能を導入し、専門知識がなくても、誰もがアクセシビリティに配慮されたページを作成できること。また、簡単に情報を掲載でき、均一な完成度となるサイトであること。
- ③ 本市物産品のオンライン販売機能を持つサイトとすること。
- ④ 商品代金の支払い方法は、現金（振込）以外にも、クレジットカード決済など複数から選択できること。

- ⑤ サイト内検索など、利用者が必要とする情報に簡単にたどり着き、ストレスなく閲覧できる機能を有するサイトであること。

(2) デザイン作成等

- ① 大牟田市を表現した、本市らしいデザインであること。
- ② 閲覧者の目を引く、魅力的で洗練された美しいデザインであること。
- ③ 写真・動画の活用など、デザイン上の工夫を加えること。
- ※ レイアウトやデザイン、コンテンツ内容等については、受託者が企画・制作するものとするが、適宜本市と協議を行いながら決定するものとする。

(3) サイトの運用

- ① 本サイトの運用に当たっては、定期的にコンテンツやデザインなどの必要な更新を行うこと。
- ② 本サイトの情報更新を頻繁に行うことができる持続可能な仕組みを構築し、運用すること。
- ③ 独自性のあるコンテンツの企画制作を行うこと。
- ④ 本サイトは24時間365日閲覧できるよう運用すること。ただし、災害時やメンテナンス時等を除くものとし、メンテナンス等で停止する場合は、事前にトップページ等にアナウンスすること。
- ⑤ ページビューなどのアクセス情報を月次に報告すること。また、アクセス情報の解析など効果測定を定期的に実施・報告し、本市が要請するデータ等の提供に協力する体制をとること。
- ⑥ 本サイトのシステム利用に関する問い合わせに対応するため、ヘルプデスクを設置すること。なお、ヘルプデスク専用メールアドレスと電話番号を用意すること。
- ⑦ ヘルプデスクの対応時間は原則、平日8時30分～17時15分とし、土曜日・日曜日、祝日（振替休日含む）及び年末年始は除くものとする。ただし、緊急時は、本市と協議の上対応すること。また、原因の究明、対処・復旧作業等までのスケジュールを本市と協議の上、確実に実施すること。
- ⑧ 問い合わせの受付／回答手段は、電話、FAX、電子メールとする。ただし、緊急性の高いものについては電話を利用すること。

(4) CMS（コンテンツマネジメントシステム）について

- ① 本サイト構築にはCMSを用いること。
- ② 商品やお知らせ等の情報更新を本市担当者等ができるように構築すること。
- ③ WordやExcelが扱えるレベルであれば情報更新ができるように配慮すること。
- ④ 担当者複数人がコンテンツの更新及び管理ができるシステムであること。

- ⑤ 情報掲載のための業務マニュアルを制作し、本市が常時使用もしくは複製可能な形式で提出すること。
- ⑥ CMSの要件については別紙「CMS基本要件表」を参照し要求レベルが“必須”の項目については必ず実施すること。

(5) サーバの環境

- ① 運用サーバについては、災害に対する安全性が保たれた建物に設置されており、インターネット通信による利用が可能であること。また、オンプレミス、レンタルサーバーもしくはクラウドサーバーを使用し、データを格納すること。ドメイン及びSSL/TLSについては新規取得とすること。
- ② サーバ機器へのシステム構築についても、全て受託者が行うものとする。
- ③ 構築するシステム・サイトの挙動に十分なスペックのサーバを受託者で用意すること。なお、HDDは8 GB以上、メモリは8 G以上とする。また、サーバ内アプリケーションに関しては必要なものがあれば追加が可能な管理権限を発行できるものとする。
- ④ OSなどのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性をもたせること。
- ⑤ サーバダウン等トラブルが発生した場合でも早急な対応が可能なこと。
- ⑥ システム構築に当たって、十分なセキュリティ対策を講じること。情報の常時暗号化(SSL/TLS化)に全てのページを対応させること。なお、SSLの更新手続きについては受託者が責任を持って行うこと。

(6) システム保守・障害対応

- ① システム障害が起きた場合は、本市への報告及び本システムを正常稼働させるための作業を速やかに行うこと。
- ② 停電時における安全対策及びバックアップ電源を備えていること。
- ③ 週次バックアップを行い、セキュリティパッチの適用は最低2か月に1度行うこと。また、緊急性の高い脆弱性が発見された場合は即座に対応すること。
- ④ 障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止のための方策などについて障害管理計画を作成し、安定的な稼働管理を行うこと。
- ⑤ 障害が発生した場合は、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰をすること。また、電話、メールによる問い合わせに対応すること。
- ⑥ 障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。

(7) 災害時・緊急時の対応

- ① 休日・夜間であっても迅速に対応すること。
- ② 緊急時の支援として、本市担当者からの電話やメールでの作業依頼(必要なページの作成・更新作業等)に対応すること。

(8) 公開時期

- ① 令和7年10月15日までに本サイトのテストサイトの立ち上げを行うこと。
 - ② 本番公開日は令和7年11月1日とし、以降、令和8年3月31日までを保守・運用期間とする。
 - ③ 公開前に本市担当者等に対し、本サイト構築・運用上の技術共有を目的とした説明会を実施すること。やむを得ない理由により変更する場合は必ず本市と協議すること。
- ※ 上記①～③を踏まえたスケジュールを提出すること。なお、上記に定める公開日より早める事も可とする。

5.開発体制及び方法等

開発体制及び方法等にかかる要件は以下のとおりとする。

(1) 開発体制等

- ① 本事業を推進し全体の責任をとる実施責任者と、同責任者のもとで開発を行う実施担当者の2名以上、サーバを管理する責任者を1名以上配置すること。なお、技術協力事業者の実施者を含めて提案する場合においても、実施責任者及び実施担当者の計2名以上、サーバを管理する責任者を1名以上は自社の実施者であることを要する。
- ② Linux、Apache、PHP、JavaScript、Ruby、MySQL等国际的に使用されているソフトウェア環境に関する技術力に関する知識を有した実施者による開発体制を確保すること。
- ③ 実施責任者および実施担当者は、本市担当者と十分な意志疎通を図ることができること。
- ④ 作業体制に変更が生じる場合、その旨を本市に報告し、承認を得ること。

(2) 開発環境等

- ① 開発環境
システム開発に必要な開発環境(ハードウェア、ソフトウェア環境等)は受託者が用意すること。また開発に使用する環境においては、ウィルス対策、セキュリティーホール対策等、十分なセキュリティ対策が実施されていること。
- ② 開発場所
システム開発を行う場所は受託者が用意し、必要なセキュリティ確保を図ること。なお、進捗報告会や共同レビュー等における場所については本市が用意する。
- ③ 関係資料、システム開発に必要な資料については、所定の手続きにより本市から貸与する。

6.公開後のサイト運営・保守

- ① 本サイトの公開後は、令和8年3月31日まで運営保守業務を行うこと。
- ② 令和8年度以降の運営・保守業務の受託を可能とする体制をとること。
- ※ サイト運営により発生した商品販売にかかる収益は受託者が取得する。

7.特記事項

(1) 機密保持等

- ① 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、そのために必要な措置を講じること。
また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、本市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月29日条例第29号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- ② すべての作業において、本業務に係るデータ及び情報システムの取扱いには細心の注意をもって管理すること。また本市が指示する場所以外へデータ等を持ち出す場合は、本市担当者の許可を得ること。
- ③ 本市及び受託者は、相互に本業務の実施過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。ただし、本市が法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要と認められる範囲で開示する場合を除く。

(2) 保守要件

- ① 委託業務の最終成果物の瑕疵に対して納入後3ヶ月間無償補修ができる体制を用意すること。
- ② 委託業務の最終成果物に関する問題で、操作説明書等により判別がつかない事象や障害等が発生した場合、本市の要請に応じて問題解決に協力すること。

8.納品

以下の成果物を電子データ（特に指定がない場合はword形式とPDF形式）及び印刷物で納品すること。

- ① 完了報告書
- ② サイト設計書
- ③ サイトマップ
- ④ デザインに使用する画像データ一式をデジタルデータ形式で納品すること。また、本市が当該データを使用して、新たな画像を作成することを承諾すること。

9.追加提案

本業務の仕様は、現在、本市が最低限必要と考えているものである。本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、業務上当然に必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。また、受託者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

10.協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

11.権利の取り扱い

この業務の履行過程で生じた著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に定める規定を含むすべての著作権（著作権法第17条第1項の規定に基づくもの。以下同様とする。）は大牟田市に帰属し、本市が独占的に使用するものとする。

12.情報公開請求について

提出された書類は、参加者に無断で本業務以外の用途に使用しないが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例（平成15年条例第37号）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本業務実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。しかし、同条例第7条により、個人に関する情報又は事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより、事業者等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開となる場合があるため、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ、文書により申し出ること。ただし、申し出があった該当箇所の一部又は全部の公開・非公開の取り扱いについては、本市が決定するものとする。

13.再委託の制限等

- ① 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に本市に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。